

## 山口県行政文書の重要文化財指定

山崎 一郎  
山口県文書館

### 1. はじめに

2005年（平成17）6月、山口県文書館が所蔵する明治～昭和戦前期の行政文書のうち、13,549点が「山口県行政文書」として重要文化財（歴史資料）に指定された。「明治維新の動乱から瀬戸内側の工業地帯の形成・日本海側の農林水産業の発展という現代に至る山口県の政治、経済、文化を知りうる基本資料」、「近代史研究、地方行政史研究を進める上で貴重な資料群」と評価されての指定である。近代の都道府県行政文書が重要文化財に指定されるのは、「京都府行政文書」（2002年〔平成14〕指定）について2例目であった。

当館所蔵文書が重要文化財に指定されたのは、重要文化財（建造物）「山口県旧県庁舎及び県会議事堂」の附指定「工事関係記録6冊と設計図5枚」（1984年〔昭和59〕指定）、重要文化財（古文書）の「有光家文書」（122通、1992年〔平成4〕指定）、および歴史資料「大内版法華経板木」（59枚、1998年〔平成10〕指定）に続いて4件目である（その他、寄託文書に書跡の「熊谷家文書」がある）。

### 2. 「山口県行政文書」の概要

「山口県行政文書」13,549点の内訳は、県庁文書12,597点、郡役所文書952点である。指定対象とされたのは、基本的に、山口県が設置された1871年（明治4）から地方自治法が施行される以前、1947年（昭和22）3月までの文書である。

山崎一郎（やまさき いちろう）：山口県文書館専門研究員。平成12～16年、山口県教育庁文化財保護課文化財専門員。

指定対象文書決定に際しては、各文書の年次が基準となるが、これについては標記年（簿冊の表紙等に記された年次）ではなく、簿冊完結年（各簿冊の最終使用年次）を用いた。

ただし例外もある。例えば、郡役所文書には江戸時代の勘場文書（代官所文書。勘場は萩藩庁の出先機関）が含まれている。これは1878年（明治11）に設置された郡役所が江戸時代の勘場文書を引き継いだことによる。これらは業務上の必要性から引き継いだものであり、広い意味での郡役所文書と位置づけられることから、区別することなく指定対象に含めている。このため厳密には1776年（安永5）の文書が上限である。また、県庁文書として伝来した置県以前（1868～1871年〔明治1～4〕）の文書も指定対象となっている。

一方下限であるが、こちら原則は守りつつも幅をもたせている。例えば大正期に作成され、利用された主な時期が大正期である簿冊であっても、後年の綴じ込みや書き込みから、1947年（昭和22）4月以降にも利用されたと判断できる場合がある。この場合、簿冊完結年は1947年以降となり、機械的に判断すれば指定対象外となるが、主な利用期間が大正期であることを重視して、指定対象となっている。

また、1947年（昭和22）4月以降に作成された簿冊の中に、それ以前の時期に作成された簿冊と同一シリーズをなしているケースがある。この場合シリーズとしてのまとまりにも意味がある。それを無視し、単純に年次を基準に一連のシリーズを指定、未指定と機械的に区分することは適当ではないと考えられることから、このケースについても指定対象に含まれている。

このように年次の下限も、機械的な線引きでなく総合的な判断を下した場合があるため、量的にはそう多くないが、1947年4月以降の簿冊も指定対象に含まれている。

表1は、「山口県行政文書」の時代別構成比率を示したものである。郡役所文書を除く県庁文書だけでみた場合、明治期（近世分含む）37%、大正期13%、昭和期50%である。郡役所文書を含めた全体でみると、明治期の比率がやや高まり、各比率は39%、12%、49%となる。江戸時代のものを除くと、指定対象となったのは約80年間の文書であるが、その3/4の期間を占める明治～大正期

表1 「山口県行政文書」の時代別比率

文書区分	指定点数	時代別の比率 (%)				
		明治	大正	昭和	計	
県庁文書	12,597	37	13	50	100	
県庁文書の内訳	県庁戦前A文書	6,641	39	13	48	100
	県庁戦前B文書	3,205	21	18	61	100
	県庁戦前C文書	426	4	31	65	100
	県庁戦後A文書	315	0	0	100	100
	県庁戦後B文書	108	0	0	100	100
	戦前戦後土木部文書	564	2	4	94	100
	労政課文書	5	0	0	100	100
	明治期政府布達類	411	100	0	0	100
	明治期山口県布達類	319	100	0	0	100
	官省公報類	603	93	2	5	100
郡役所文書	952	96	4	0	100	
計	13,549	39	12	49	100	

表2 1 県庁戦前A文書の区分別（作成課別）点数及び比率

区分	主な文書作成課	点数	%
総務	知事官房（秘書係・文書係ほか）・庶務課・地方課・社会課・統計課	2,136	32.2
教育	学務課・学務兵事課	90	1.4
農業	農政課・林務課・耕地課・水産課・勸業課・規画課等	2,383	35.9
商業	商工課等	24	0.4
土木	土木課・道路課・港湾課等	646	9.7
警察	衛生課・健康保険課・社会課	67	1.0
社寺	社寺掛・戸籍掛・学務兵事課等	496	7.5
士族	公債掛・国費掛等	678	10.2
軍事	兵事課	121	1.8
計		6,641	100.0

の文書と、1/4に過ぎない昭和期の文書が数量的にはほぼ同じ比率を占める。昭和期文書の多さが指摘できる一方で、明治～大正期文書が全体の半数を占めていることを重視すれば、古い時期の文書もよく残っていると評価することができる。

表2 1、2 2は、指定文書を構成する複数の文書群（当館での管理上、収蔵の経緯などを元にグルーピングしているもの）のうち、県庁戦前A文書と県庁戦前B文書という文書群について、作成課別の点数を示したものである。表2 1に示した県庁戦前A文書の場合、「農業」と分類している農政課、林政課、水産課、勸業課等の文書が

最も多く全体の約35.9%、次いで「総務」と分類している知事官房、庶務課、地方課、社会課等の文書が32.2%を占めている。以下、「士族」（秩禄処分に関する公債掛、国費掛等の文書）、「土木」「寺社」と続く。

表2 2に示した県庁戦前B文書の場合は、総務部関係の各課文書が全体の42.9%と最も多く、次いで多いのは土木建築部の文書で36.5%を占めている。県庁戦前A文書で「農業」と分類された文書は、県庁戦前B文書でいえば農林部、商工水産部の文書に該当するが、全体の16.8%に止まっている。

全体としてみると、「山口県行政文書」は、総務関係、農業を中心とする産業関係、土木建築関係の文書が多い。部課によって残存状況に違いがあるのも事実であるが、特定の部課のみに集中した形で文書が残っているわけでもない。個別にみていけば、例えば、県令や知事の引継書など県トップに関わる文書も

含まれている。当時の県庁文書の全体像を検討しなければ厳密な評価は難しいが、ひとまず、県庁業務に係る多方面にわたる内容が含まれていると評価できよう。

なお、郡役所文書952点について付言しておく。郡役所文書は、1879～1926年（明治12年～大正15）、県内11か所に設置された郡役所で作成・利用されていた文書である。現在一応すべての郡役所の文書が残るが、その数には郡役所ごとに大きな差がある。

山口県の場合、1926年（大正15）に郡役所が廃止されると、各郡役所文書は県庁へ引き継がれ、

表2 2 県庁戦前B文書の作成課別点数

部	課	点数	部総計	%
総務部	人事課	535	1,375	42.9
	秘書課	10		
	学事課	22		
	文書課	483		
	財政課	55		
	税務課	3		
	地方課	179		
	統計課	88		
企画部		0	0	0.0
労民部	社会課	1	31	1.0
	保健課	30		
衛生部	予防課	14	19	0.6
	公衆衛生課	1		
	薬務課	4		
商工水産部	商工観光課	4	482	15.0
	漁政課	424		
	水産課	31		
	漁港課	23		
農林部	農政課	10	58	1.8
	農地課	7		
	耕地課	3		
	畜産家	11		
	林政課	18		
	森林土木課	9		
土木建築部	監理課	369	1,170	36.5
	道路課	54		
	都市計画課	90		
	河川課	214		
	港湾課	267		
	建築課	176		
出納室	会計課	70	70	2.2
計		3,205	3,205	100.0

県文書係の管理するところとなり、旧郡役所ごとのまとまりを保ったまま県庁の用度品倉庫で保存された。県庁各課に引き継がれたものも若干あるが、多くはその後、昭和戦前期から数度にわたって廃棄され、昭和20年代末頃に最終的な廃棄が行われたようである。その際、県立山口図書館の職員がその歴史的な価値を重視し文書を救い出したことにより、一部が廃棄をまぬがれた。こうした経緯をもつものが現在の郡役所文書の中核をなす。

ちなみに、郡役所廃止時存在した文書は30,000点以上にも及んだ。しかし、現存しているものはわずか900点余りであり、かつて存在した文書の数%に過ぎない。廃止された役所の文書がどのような末路（悲哀）を示すのか、それを端的に示すものとしても、郡役所文書952点の意味は大きい（拙稿「明治～昭和戦前期における萩藩勘場文書と郡役所文書の保存と伝来について」『歴史学研究』790号 2004年、「安藤紀一『旧郡衙記録保存之件建議』 - 大正十五年の郡役所廃止時における文書保存の要望書」『山口県文書館研究紀要』33 2006年）。

### 3. 指定後の管理

「山口県行政文書」は、指定後も閲覧制限は行っておらず、指定以前と同様、閲覧に提供している。指定された文書については、簿冊単位での目録がすでに刊行済みであり、当館 HP の DB でも検索できるようになっている。指定後の新たな動きとしては、明治前期の県布達類を対象に、件名目録の作成を開始し、現在2冊の目録を刊行している（『行政文書件名目録 山口県布達達書』～）。また、各簿冊に含まれる各種図面・地図類の調査も実施中である。

ところで、前述のように、当館が所蔵する重要文化財には「山口県行政文書」を含め4件があり、そのほか寄託文書1件もある。「山口県行政文書」以外の重文指定文書については、写真版での閲覧提供などにより、通常の利用上、利用と保存のバランスについてこれまで大きな問題は生じていな

かった。

これに対し「山口県行政文書」は、毎日のように閲覧利用があり、かつ量が膨大である。すべての文書について写真版で閲覧提供することは現実的に不可能である。ゆえに、閲覧提供とのバランスで、その保存管理をどのように行うかという点は大きな課題となる。

閲覧に提供することは、劣化の進行と裏腹ではある。もちろん、閲覧室での利用については、常に館員が注意を払っており、大きな破損・汚損が生じることは考えにくい。日々の閲覧利用に伴う小さな劣化はやむを得ず進行する。

これまで当館では、行政文書を専門業者に修理委託したことはなく、必要に応じて簡単な補修を当館で行い、綴じ直しなどを実施し、防護用の表紙を装着するといった手当を施してきた。そうした簡易な日々の補修（もちろん、業界内で一般的に認められている修理方法を用いて必要最低限の範囲内で行ってきたものである）は、閲覧利用に文書を提供するという大前提の下で、費用をあまりかけずに文書を長持ちさせる一定の効果があったと認識している。

重要文化財指定以後、文書の修理に関しては、維持管理の範囲内として館の判断にまかせられる範囲、文化財保護法に基づき、現状変更として文化庁へ届出・許可が必要な範囲、専門的な修理にゆだねるべき範囲の線引きが大きな課題となる。

今年度から、京都府総合資料館では重要文化財「京都府行政文書」の修理が開始されたと聞いているが、おそらくこれが今後の修理、維持管理のあり方の前例となるであろう。ただし、京都府のように、相談できる専門的な業者（文化財修理に関するさまざまなノウハウをもつ業者）が近くに数多く居るケースと、そうではない一地方の山口県では環境が異なる。京都府で実施される枠組みと同一の枠組みが山口県でも適応可能かどうかは検討の余地があると思う。今後、個別具体的に対応を考え、文化庁や専門家などの意見を聞きながら実例を積み重ね、その過程の中で、所蔵機関側

が維持管理の修理を行うことができる範囲を、ある程度幅広く、緩やかに設定されていくことを望みたい。あらかじめ管理計画を定めるような手法も考えられるのではなかろうか。

あくまで個人的な意見であるが、文化財保護法による文化財指定という方法が、歴史的な公文書を守っていく上で、必ずしも最善の方法ということではないと思う。しかし、1988年（昭和63）に施行された公文書館法の趣旨がまだ十分に浸透しているとは言えない現状においては、近代の公文書群を一括して文化財に指定するという方法がその有効な手段であることは否定できない。

特に、文書館・公文書館等を頻繁に利用する人たち以外にも、その歴史的な価値をアピールし、理解してもらう上での効果は非常に高い。重要文化財指定は、所蔵機関にとっては管理上かなり制約がかかることも事実であるが、一方で、例えば国庫補助事業を利用することにより大量の文書の修理も可能となる。これは大きな魅力である。

各自治体での条例や文書取扱規則類をベースに、公文書館法、および文化財保護法という二つの後ろ盾を用いることで、いかに歴史的な公文書の保存を図ることができるのか（できないのか）、という点を考え、議論を深めていくことが大切と思われる。

近代行政文書の重要文化財指定は、そのためのひとつの契機として捉えるべきものなのであろう。

（注）本稿は、拙稿「重要文化財『山口県行政文書』の概要とその形成過程」（科学研究補助費研究成果報告書『京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究』所収 2008年）をもとに成稿した。

主 名 称：山口県行政文書

指 定 番 号：140

枝 番：0

指 定 年 月 日：2005.06.09（平成17.06.09）

国 宝 重 文 区 分：重要文化財

部 門 ・ 種 別：歴史資料

員 数：13,549点

時 代 区 分：江戸～昭和

解 説 文：

「山口県行政文書」は、山口県に伝来した慶応3年（1867）から昭和22年までの行政文書で、調査・編纂物や旧郡役所からの引き継ぎ文書なども含んでいる。内容は多岐にわたっているが、明治維新の動乱から瀬戸内側の工業地帯の形成、日本海側の農林水産業の発展という現代に至る山口県の政治、経済、文化を知りうる基本資料である。

県庁文書は、維新时期の土族反乱として著名な「萩の乱」に関する資料「萩地変動県庁往復録」や、朝鮮半島に近い地理的な特徴を示す朝鮮蔚陵【うつりょう】島への渡航者調査など県庁で保管されてきた文書のうち中核的な資料群からなる。また、明治期県政の全体像を現す好資料として「明治期山口県布達類」や県と中央政府との関係を知ることのできる「明治期政府布達類」なども含む。

郡役所文書は、大正12年（1923）の郡制廃止に伴い、県が各郡役所から供出させ保存してきた文書である。ここには移民県として知られる山口県の特徴を示す「布哇【ハワイ】国出稼録」や山口県の近代工業の先駆けといえる「義済堂製糸工場」と土族授産の実態を伝える「岩国土族製糸伝習場二関スル雑録」等が含まれる。

これら山口県行政文書が質量ともに良好な状態で保管されてきたのは、戦前からの県立山口図書館を中心とした郷土資料の収集や修史事業、あるいは県庁文書課の努力と、全国に先駆けて設立された山口県文書館の存在がきわめて大きかったといえる。また行政文書を作成・保管してきた旧山口県庁舎（大正5年竣工）が火災に遭うことなく第二次大戦の空襲の被害を免れたことも特記される。旧山口県庁舎は昭和59年に重要文化財の指定を受けているが、そこで作成され伝来した行政文書の指定により総合的な保存活用を期待したい。

「京都府行政文書」（平成14年指定、重文）に次いで、地方行政文書として2例目の指定となるが、近代史研究、地方行政史研究を進める上で貴重な資料群といえる。



山口県行政文書（一部）



書庫内の様子